

市民委員会資料

1 所管事務の調査（報告）

（1）平成28年4月保育所民営化園の選定等について

資料1 公立保育所の平成28年4月民営化園の選定について

資料2 各保育所の民営化計画の概要

資料3 平成25年度途中開設及び平成26年度開設・定員増予定の認可保育所一覧

資料4 公設民営保育所の譲渡方式の導入による民設民営化への転換について

資料5 川崎市の公設民営保育所の設置状況／政令市における公立保育所の譲渡方式の導入状況／今後のスケジュール

市民・こども局こども本部

（平成25年11月1日）

公立保育所の平成28年4月民営化園の選定について

1 平成28年4月民営化園の選定について

「川崎市新たな行財政改革プラン」に基づき、また、「第2期川崎市保育基本計画」を踏まえ、将来的においても継続的な保育需要が見込まれる地域であること、建替えの条件が整っていることを考慮し選定した。

2 民営化4園の手法及び概要について

(1) 民営化の手法

建替えによる民営化：近隣の土地に仮設園舎を建設し、公立保育所として運営している間に、社会福祉法人等により新設保育所を建設し、民営化を図る。

(2) 平成28年4月民営化園の概要

No.	区	園名	計画概要	備考
1	川崎区	新町 (S46年築)	仮設園舎の場所：市有地 定員：120人⇒130人(10人増)	概要1参照
2	幸区	小向 (S53年築)	仮設園舎の場所：市有地 定員：90人⇒120人(30人増)	概要2参照
3	高津区	野川 (S43年築)	仮設園舎の場所：民有地 定員：95人⇒120人(25人増)	概要3参照
4	麻生区	下麻生 (S56年築)	仮設園舎の場所：民有地 定員：90人⇒100人(10人増)	概要4参照

(3) 保育サービスの拡充

ア 7時から20時までの長時間延長保育の実施（全園）

イ 3歳以上児への主食提供の実施（小向は新規、新町・野川・下麻生は継続実施）

ウ 一時保育事業の実施（新町・小向・野川）

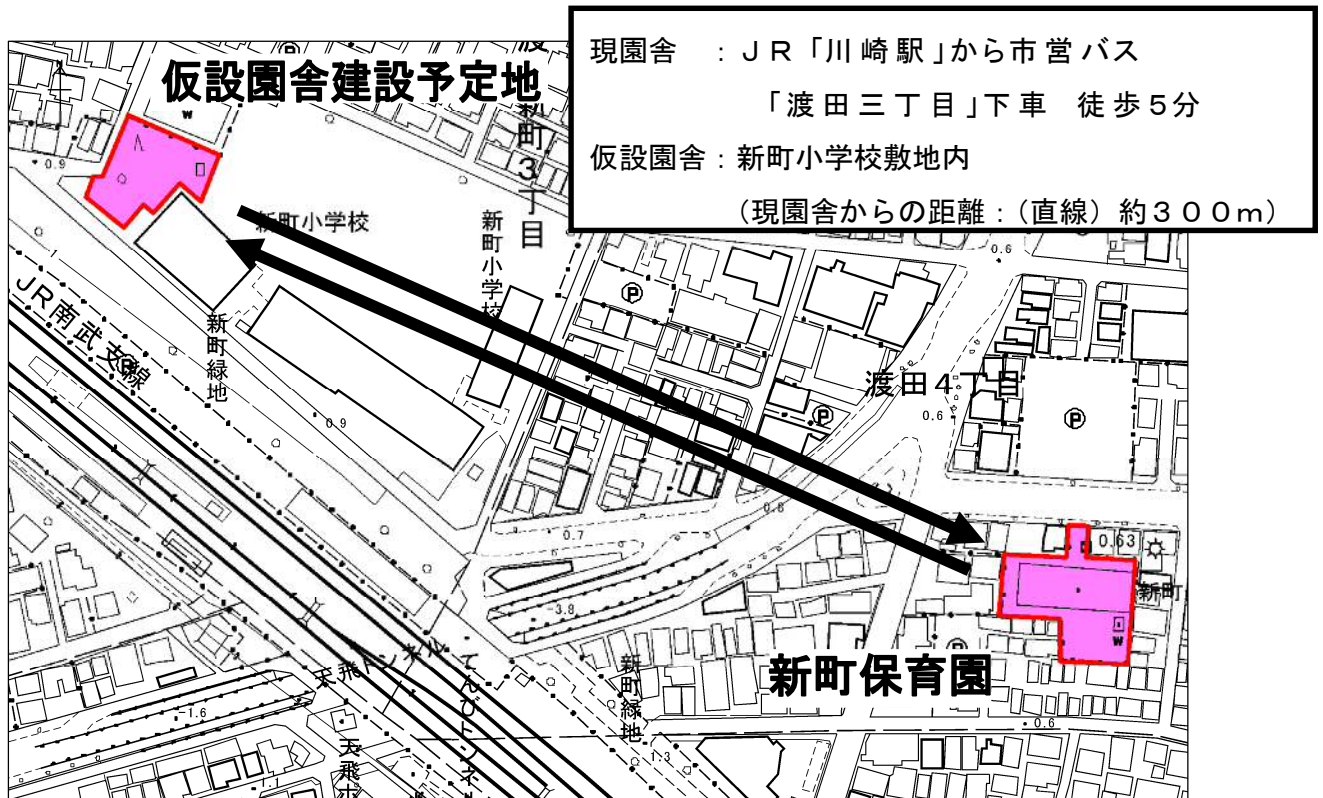
3 民営化に向けた主なスケジュール

- (1) 平成25年11月1日 市民委員会「平成28年4月民営化園（4園）」選定報告
当該保育園保護者へお知らせ
- (2) 平成25年11月～ 当該保育園保護者説明会開催（定例的に開催）
- (3) 平成26年4月～9月 設置・運営法人の募集、選考
- (4) 平成26年9月～ 設置・運営法人と民営化移行に向けた協議等開始
- (5) 平成27年3月 仮設園舎へ移転
- (6) 平成27年6月 当該保育園廃止議案提出
- (7) 平成27年10月～ 現保育園職員と設置・運営法人職員との共同保育開始
- (8) 平成28年4月1日 新園舎へ移転、運営移行（民営化）

新町保育園〔建替えによる民営化〕計画

- 1 住 所 川崎区渡田4-9-4
- 2 敷地面積 1,256.95㎡
- 3 定 員 【現 行】 120人
⇒【民営化後】 130人
- 4 実施する保育サービス
 - (1) 7時から20時までの長時間延長保育
 - (2) 3歳以上児への主食提供（現行から継続実施）
 - (3) 一時保育事業

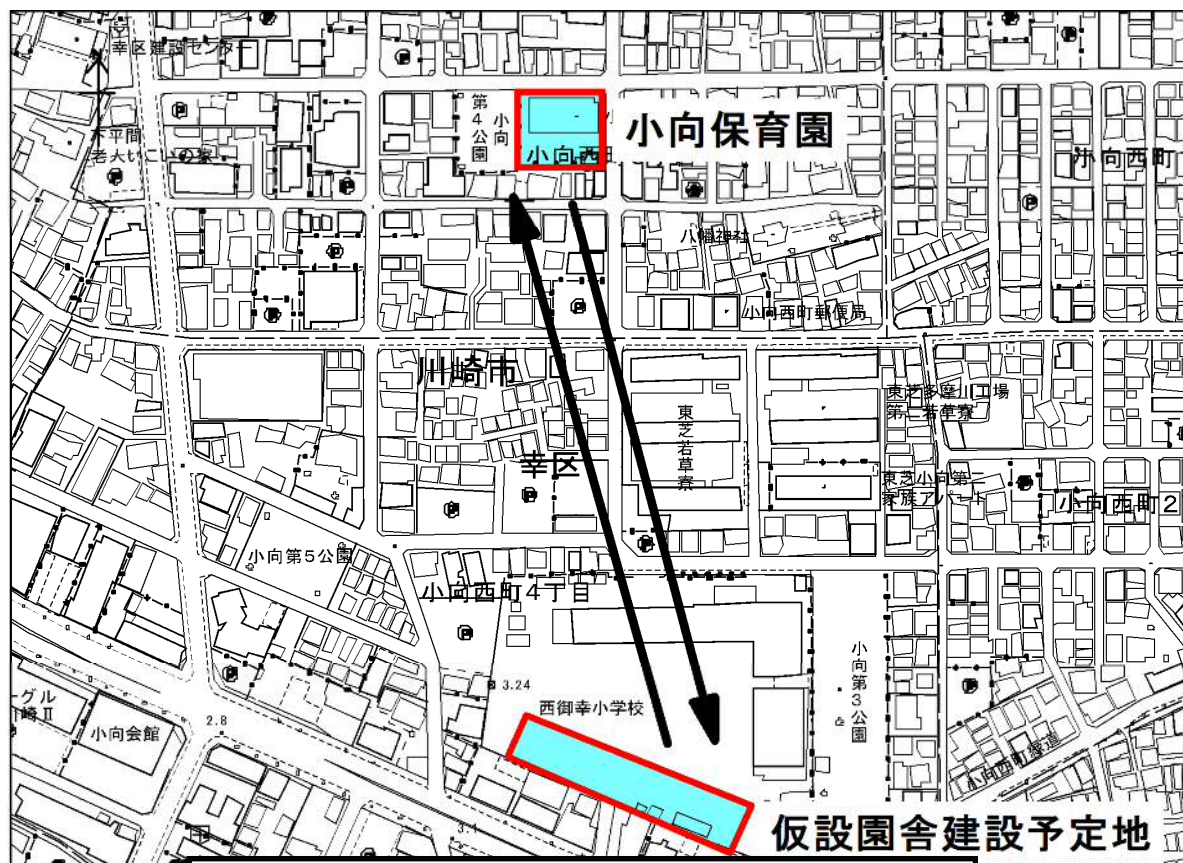
5 【案内図】



小向保育園〔建替えによる民営化〕計画

- 1 住 所 幸区小向西町3-52-3
- 2 敷地面積 1,181.59㎡
- 3 定 員 【現 行】 90人
⇒【民営化後】 120人
- 4 実施する保育サービス
 - (1) 7時から20時までの長時間延長保育
 - (2) 3歳以上児への主食提供
 - (3) 一時保育事業

5 【案内図】



現園舎 : JR川崎駅から東急バス
「東芝小向工場前」下車 徒歩2分
仮設園舎 : 西御幸小学校敷地内
(現園舎からの距離 : (直線) 約300m)

野川保育園〔建替えによる民営化〕計画

- 1 住 所 高津区野川3906-4
- 2 敷地面積 1,223.13㎡
- 3 定 員 【現 行】 95人
⇒ 【民営化後】 120人
- 4 実施する保育サービス
 - (1) 7時から20時までの長時間延長保育
 - (2) 3歳以上児への主食提供（現行から継続実施）
 - (3) 一時保育事業

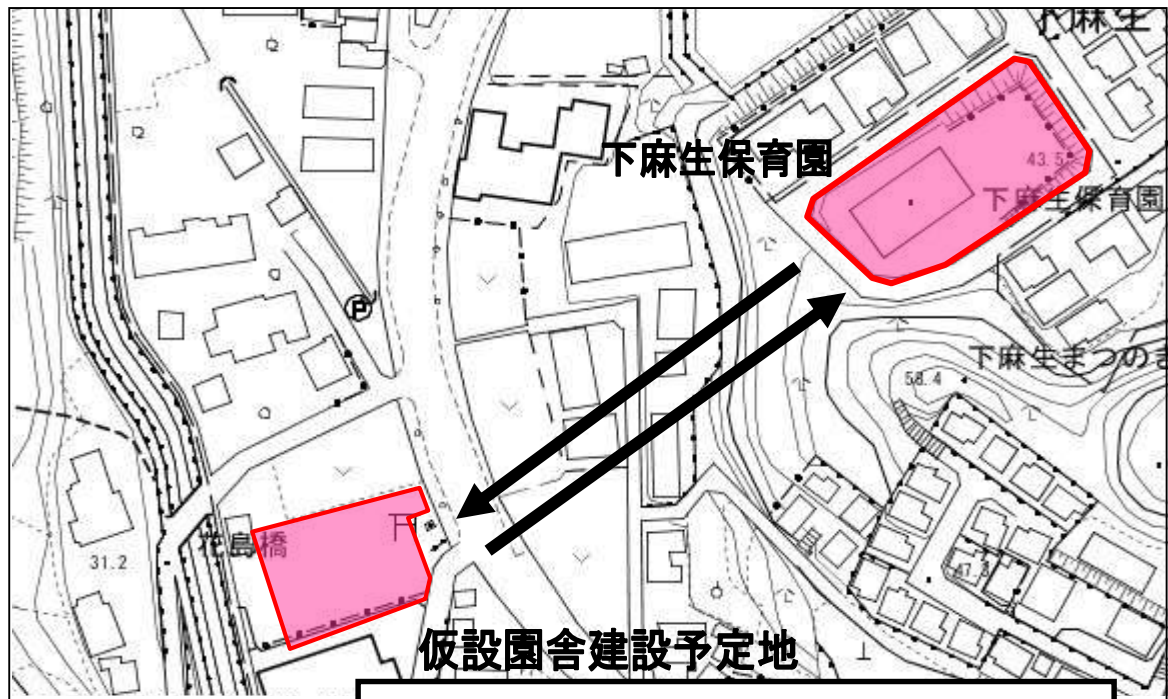
5 【案内図】



下麻生保育園〔建替えによる民営化〕計画

- 1 住 所 麻生区下麻生 2-14-1
- 2 敷地面積 2,007.93㎡
- 3 定 員 【現 行】 90人
⇒【民営化後】 100人
- 4 実施する保育サービス
 - (1) 7時から20時までの長時間延長保育
 - (2) 3歳以上児への主食提供（現行から継続実施）

5 【案内図】



現園舎 : 小田急線「新百合ヶ丘駅」から小田急バス
「大谷」下車 徒歩3分
仮設園舎 : 民有地（麻生区下麻生 1005 番 1 他）
（現園舎からの距離 : (直線) 約 130m）

川崎市 公立保育園 平成28年4月建替え・民営化スケジュール

参考資料

	平成25年度			平成26年度						平成27年度						平成28年度									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
保育運営 施設、主体 及び引継	川崎市立保育園【公設公営】			現園舎での保育						仮設園舎での保育 (市による運営)						新設保育園【民設民営】									
	平成25年11月 民営化園発表			引継ぎ						共同保育(引継ぎ保育)						新園舎での保育 (現園と同じ場所で 法人による運営)									
園児引越し						平成28年4月1日 ・公設公営園の廃止 ・民設民営園の開始 ・園児転園(引越し)																			
説明会	保護者説明会(市・保護者)						三者会議(市・保護者・法人)																		
運営法人の 選定及び法人 の取組	新設保育所設置・運営法人 公募～選定						新園舎・園運営等検討			新園舎 基本・実施設計			新園舎建設・開設準備												
現園舎及び 仮設園舎 (市)							仮設園舎建設			現園舎 解体・撤去工事									仮設園舎 解体・撤去 工事						
地域調整	[Blank area for regional adjustment]																								

平成25年度途中開設及び平成26年度開設・定員増予定の認可保育所一覧

平成25年度途中開設の認可保育所

	保育所名	定員増	受入年(月) 齢	所在地	設置・運営法人
1	小学館アカデミーかしまだ保育園 (平成25年5月1日開設)	90	5か月～	幸区鹿島田1-10-22	(株)小学館集英社プロダクション
2	アスク新百合ヶ丘保育園 (平成25年6月1日開設)	60	1歳～	麻生区古沢197-6	(株)日本保育サービス
	定員増	150			

平成26年4月1日開設予定の認可保育所

	保育所名(仮称)	定員増	受入年(月) 齢	所在地	設置・運営法人
1	(仮称) かのん町保育園 【観音町保育園民営化】	25 (95⇒120)	5か月～	川崎区観音1-10-3	(福) 神奈川県社会福祉事業団
2	(仮称) 小倉にこにこ保育園	60	5か月～	幸区小倉4-815-14	(福) 幸友会
3	(仮称) 日生鹿島田保育園ひびき	60	1歳～	幸区下平間143-16 2・3階	(株)日本生科学研究所
4	(仮称) 日生夢見ヶ崎保育園ひびき	60	1歳～	幸区南加瀬1-2210-1	(株)日本生科学研究所
5	(仮称) わらべうた幸町保育園	30	1歳～	幸区幸町1-749-2 1階	長谷川ナーシングパートナー(株)
6	(仮称) 社会福祉法人けいわ会 上小田中保育園【上小田中保育園民営化】	25 (95⇒120)	5か月～	中原区上小田中1-28-25	(福) けいわ会
7	(仮称) 小杉もりのこ保育園	60	5か月～	中原区市ノ坪386-4	(株) こどもの森
8	(仮称) 子母口地内保育所 【子母口保育園民営化】	10 (120⇒130)	5か月～	高津区子母口378	(福) 神奈川民間保育園協会
9	(仮称) にじいろ保育園武蔵新城	70	5か月～	高津区新作5-130-3	(株) サクセスアカデミー
10	(仮称) 明日葉保育園武蔵新城園	60	1歳～	高津区千年1026	葉隠勇進(株)
11	(仮称) 溝の口もりのこ保育園	60	1歳～	高津区坂戸1-552	(株) こどもの森
12	(仮称) 有馬1丁目地内保育所 【西有馬保育園民営化】 ※	10 (120⇒130)	5か月～	宮前区有馬1-8-6	(福) 寿会
13	(仮称) アスク宮崎台保育園	60	1歳～	宮前区宮前平1-1-15	(株) 日本保育サービス
14	(仮称) まなびの森保育園宮前平	60	1歳～	宮前区土橋2-5-1	(株) こどもの森
15	(仮称) 明日葉保育園鷺沼園	60	1歳～	宮前区鷺沼1-6-3	葉隠勇進(株)
16	(仮称) グリーンフォレスト神木保育園	60	1歳～	宮前区神木本町2-5-5	(福) ちとせ交友会
17	(仮称) 三田1丁目地内保育所 【三田保育園民営化】	10 (120⇒130)	5か月～	多摩区三田1-18-3	(福) かしのみ福祉会
18	(仮称) アスク生田保育園	60	1歳～	多摩区生田3445	(株) 日本保育サービス
19	(仮称) 小学館アカデミー 西いくた保育園	60	1歳～	多摩区西生田3-13	(株) 小学館集英社プロダクション

	保育所名	定員増	受入年(月) 齢	所在地	設置・運営法人
20	(仮称) はじめの一步保育園	90	5か月～	麻生区上麻生7-50-1	(仮称) (福) 共遊の会
21	(仮称) 麻生ゆりのき保育園	60	5か月～	麻生区千代ヶ丘1-17-2	(福) セイワ
22	(仮称) ポピンズナーサリースクール百合ヶ丘	60	1歳～	麻生区百合丘1-24-9	(株) ポピンズ
23	(仮称) クリアナーサリー新百合ヶ丘 (「(仮称) キッズスクエア新百合ヶ丘」から変更)	60	1歳～	麻生区上麻生3-1	(株) アルファ・コーポレーション
	定員増	1,170			

※ 有馬1丁目地内保育所は、工事の遅延により平成26年6月開所予定です。(民営化、定員増、長時間延長保育は4月実施予定。)

既存施設の定員変更(平成26年4月1日予定)

	保育所名	定員増	受入年(月) 齢	所在地	設置・運営法人
1	らいらっく保育園	10 (100⇒110)	1歳～⇒5か月～	中原区木月伊勢町6-1	(福) リラ福祉会
	定員増	10			

※ らいらっく保育園は、平成26年4月から受入年(月) 齢についても変更予定です。

既存施設の定員変更(平成26年9月1日予定)

	保育所名	定員増	受入年(月) 齢	所在地	設置・運営法人
1	浜町2丁目地内保育所 【川崎愛泉保育園改築】	10 (60⇒70)	5か月～	川崎区浜町2-22-16	(福) 神奈川県社会福祉事業団
	定員増	10			

平成26年4月1日の開設が中止となった保育所

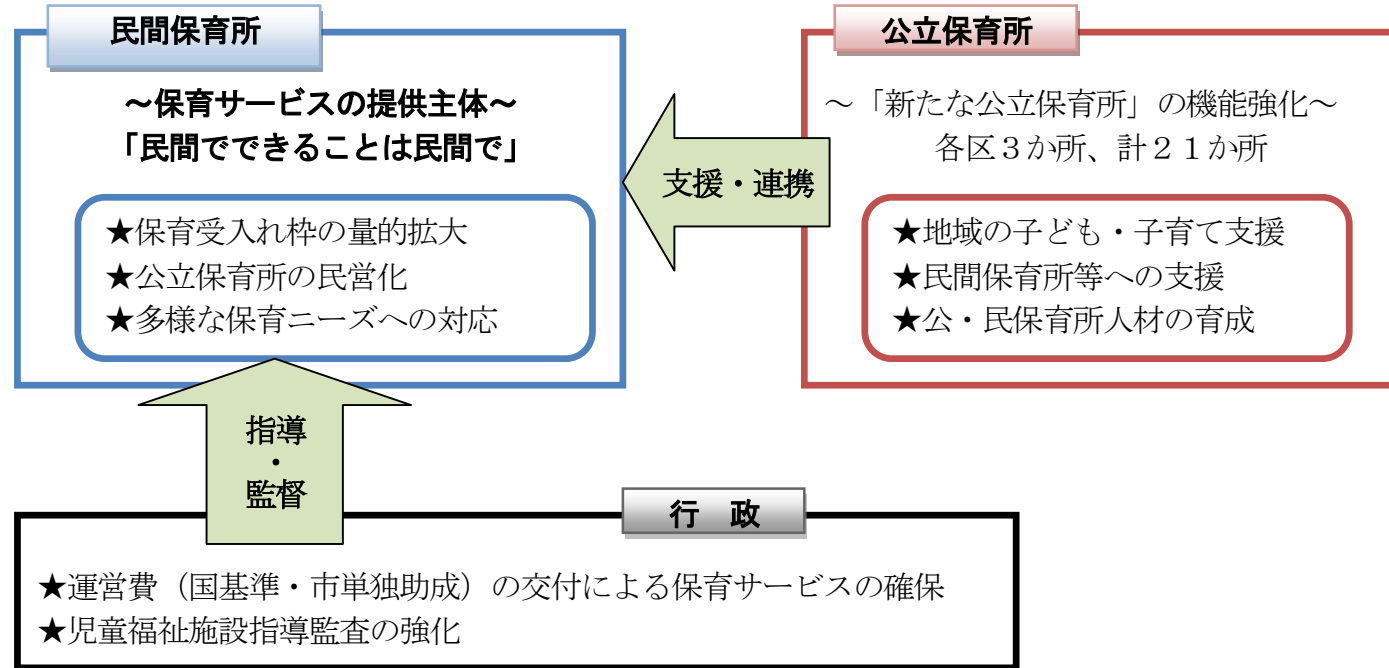
	保育所名	定員増	受入年(月) 齢	所在地	設置・運営法人
1	(仮称) ココファン・ナーサリー川崎	(40)	1歳～	幸区南幸町2-4-2 1階	(株) 学研ココファン・ナーサリー

第2期川崎市保育基本計画による定員増	1,270
平成26年4月定員増(前年比) ※	1,330

※ 平成26年9月1日に定員変更予定の「浜町2丁目地内保育所」を除く。

1 本市における認可保育所の運営の方向性

1 「第4次行財政改革プラン」「第2期川崎市保育基本計画」における認可保育所運営の方向性
民間活力を積極的に導入することにより、市民が求める質の高いサービスを効率的かつ多様に提供することを目指す。



2 本市の認可保育所の設置状況

1 川崎市の認可保育所の設置運営状況（平成25年10月現在）

[運営主体別設置数]

		川崎市	社会福祉法人	公益財団法人	株式会社	学校法人	NPO法人	宗教法人	合計
公立	公営	57							57
	民営		10	1	4				15
民設民営			72	2	67	5	4	1	151
合計		57	82	3	71	5	4	1	223
比率		25.6%	38.1%		31.8%		4.5%		100%

2 公設民営保育所の現況

◎平成17年度の公立保育所の民営化の手法として、指定管理者制度の導入。指定期間は5年間。
◎平成22年度の導入が最後であり、平成26年度末で全指定管理者が5年以上の運営実績を持つ。

建物が保育所単体（公立保育所の民営化）	11園
他の公立施設と合築	4園 (教育委員会所管3か所、健康福祉局所管1か所)

3 公設民営保育所の民設化（民間移管）について

本市の認可保育所運営の方向性を踏まえ、指定管理者制度を導入し公設民営化した保育所についても、保育の継続性を確保し、より民間が主体的に保育サービスを提供できるよう民設民営化（民間移管）を図る。

《民設化（民間移管）の手法》

1 建物が保育所単体の場合（対象園11園）

(1) 現園舎等を譲渡し、土地の貸付により民設民営化（民間移管）を図る。

＜民間移管する場合の財産の取扱い＞

①建物、工作物・・・有償譲渡

不動産鑑定評価額を基本とし、1/4の価格に減額する。

(川崎市財産条例第5条第2項)

社会福祉法人が保育所を整備する場合の割合（市・国負担3/4、法人負担1/4）に準ずる。

②土地・・・無償貸付（川崎市財産条例第6条第2号）

③備品・・・譲与（川崎市財産条例第9条第1号）

④建物・土地等については、保育所用途以外に使用しないよう条件を附す。

(2) 譲渡先の募集は公募とする。

＜譲渡先法人の募集について＞

※募集の時期は、資料5「公設民営保育所の設置状況」参照

①平成25年度に法人募集を行う5園：大師、下作延中央、坂戸、宮崎、宿河原

譲渡先法人については、譲渡価格の減額、将来の建替え時の施設整備費補助の仕組み等の条件が法律等で整備されている社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人に限定する。

②平成27年度以降に法人募集を行う6園：塚越、小田中・小田中乳児、南平間、宮前平、白鳥

今後、多様な主体の参入を推進する、国の「子ども・子育て支援新制度」（平成27年度～）の制度設計を踏まえ、株式会社に対する譲渡についても、課題や条件を整理した上で、株式会社も譲渡先の対象とする方向で検討する。（譲渡先法人の規制緩和）

※ は、現在の指定管理者が株式会社である保育所

(3) 民設化への移行プロセス

現行の指定管理期間（5年）中、4年目に総括評価・譲渡先法人の募集及び選定、5年目に譲渡契約（公有財産売買契約）を実施、その翌年度に民設化を図る。

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
運営開始			総括評価 法人募集・選定	譲渡契約	民設化

2 建物が他施設との合築の場合（対象園4園：かわなかじま、みぞのくち、たちばな中央、くじ）

指定管理者制度を継続していく中で、国の「子ども・子育て支援新制度」の制度設計を踏まえ、関係局と調整の上、園舎の貸付等、民設化の手法を検討する。

